

証票の管理について

交付しました証票は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第16項第1号に規定する政治活動用事務所に掲示する立札・看板等（以下「看板等」といいます。）に貼り付けるものです。

証票は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び政治活動用事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和50年魚津市選挙管理委員会告示第38号）に基づき、次の事項に注意して適切に管理してください。

1 交付を受けることができる証票の枚数の上限

証票は、候補者等について6枚、候補者等に係る後援団体について6枚まで交付を受けることができます。なお、1人の候補者等について複数の後援団体がある場合は、全ての後援団体が交付を受けた数を通算します。

2 証票を貼り付けることができる看板等の設置場所及び仕様等

看板等の設置に当たっては、特に次の事項に注意してください。

- ・看板等は、足を含んだ大きさが、たて150cm以内、よこ40cm以内であること。
- ・あんどん（内照）式のもの、ネオンサイン又は電光などを使用したもの、三角柱など立体的なものは使用できないこと。
- ・看板等は、政治活動用事務所以外の場所には掲示できないこと。
- ・1つの政治活動用事務所に掲示できる看板等は、その場所ごとに2枚が上限であること。
- ・選挙期間中は、新たに看板等を掲示できないこと。
- ・証票は、看板等の見やすい箇所に常に貼り付けておくこと。

3 政治活動用事務所の異動

証票を貼り付けた立札・看板等を掲示している事務所を異動する場合は、あらかじめ、「政治活動用事務所異動届」を提出してください。

4 証票を紛失・破損した場合の再交付

証票を紛失し、又は破損した場合は、規定の枚数の範囲内で証票の再交付を受けることができます。再交付の際は、次の添付書類等を添えた「証票再交付申請書」を提出してください。

証票の再交付を受ける際に必要な書類	区分	申請書	添付書類等
	紛失	証票再交付申請書	証票紛失届
	破損		破損した証票

5 証票の返還

政治活動用事務所を廃止した場合、看板等の掲示を取りやめた場合は、直ちに該当する看板等に貼り付けていた証票を返還してください。

（問い合わせ先）

魚津市選挙管理委員会事務局選挙係

TEL：23-1019（直通）、FAX：23-1051